

事務所通信



Progress～進歩～

一期一会

(広告)
1年10月号
2019年10月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086 - 466 - 1255
FAX 086 - 466 - 1288
第149号
発行担当者:山崎 亜紀

暑かった日も過ぎ去り、だんだんと過ごしやすい季節となりました。一方、先月も台風で被害がでている地域もあり、近年の自然災害の多さに人間の小ささを感じずにはられません。できる事といえば復興のお手伝いと自然災害が起きた時の備えになりますよね。なかなか備えができていないので、今一度振り返って準備をしていかなければと痛感しています。

さて、備えと言えば会社も自社の数字が分かっていなければ、いざというときに対処ができません。そこで弊社では月次決算を行い、毎月数字をお客様と一緒に確認させていただいております。ご存じのお客様も多いかと思いますが、月次決算について再確認させていただき、月次決算を円滑に進めて、会社を

テーマ：月次決算

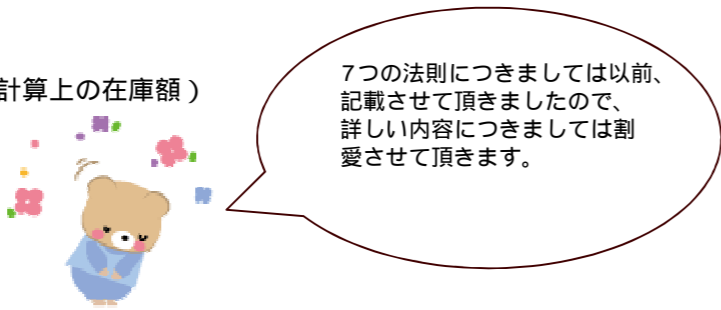
《月次決算とは》

法人も個人も1年をひとつの会計期間として決算を行い、決算書を作成し、会社の状態を把握し、さらに税務署に申告書を提出します。

月次決算とは1か月をひとつの会計期間と考え、会社の正しい経営状態を把握していきます。

弊社では「7つの法則」を取り入れ、月次決算を進めさせていただいております。

- ・発生主義
収入・支出のような現金主義ではなく収益・費用の発生が確定した時点で計上する方法
- ・仮受金・仮払金勘定を精算する
仮勘定の精算を行い、適正な勘定科目に振替
- ・月次（実地）棚卸をする
毎月実地棚卸を行う（実地棚卸が出来ない月は計算上の在庫額）
- ・月割減価償却費の計上
年間減価償却額を12分の1ずつ計上
- ・月割賞与引当金
年間賞与支給額を12分の1ずつ計上
- ・消費税の税抜処理
税抜き処理を行い、未払消費税等を計上
- ・未払法人税等の計上
税引き前の利益に概算税率を掛けて計上



7つの法則につきましては以前、記載させて頂きましたので、詳しい内容につきましては割愛させていただきます。

これらの処理を毎月行うことによって、決算時に大幅に数字が変動する事がなくなり、より正確な数字を把握することができます。

《月次決算のメリットとは》

- ・決算の負担の軽減
毎月仮勘定の精算を行っていないと、決算時に遑って調べることに相当の時間を要します。月次決算で精算しておくことで業務の負担を減らすことができます。
- ・タイムリーに現状把握し、経営判断に活かす
月次決算を行っていない場合、決算月が過ぎてから決算書を作成し、その後会社の状況がわかります。しかし、月次決算を行う事で月次決算が終了した時点で試算表からタイムリーに経営判断をすることができます。資金繰りを確認する上でも、月次決算を行う事は重要になってきます。また、月次決算を行っていないければ納税額も年次決算を行い、納付期限目前でないことと確認する事ができませんが、毎月、概算の法人税・消費税の納付額を確認する事ができます。
- ・金融機関からの信頼度向上
金融機関へ融資を申し込む際は月次決算が役立ちます。金融機関は会社の状態を把握した上で融資条件を決定しますが、そもそも会社の直近の状況がわからなければ融資条件は厳しいものとなります。月次決算を導入して最新の試算表を提出できるようにしておくことで、金融機関からの信頼度も向上します。

R1.10.1より最低賃金の改定

最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金をしはらわなければならないとする制度です。R1.10.2より岡山県の最低賃金が**833円**となり、前年の807円より26円の値上げとなりますので、ご注意ください。

《月次決算を進めるために》

では、どのように月次決算を進めていけばよいでしょうか。通常業務が忙しくて経理まで手が回らない。毎月、月次決算を締めるまでの作業が難しいとお声を聞く事も多々あります。もちろん本業あってのお仕事ですが、経理を円滑に行い月次決算をする事ができなければ、経営判断が難しくなるので、まずはできる範囲から行っていきましょう。

・現金出納帳にその都度記入・残高確認

現金出納帳の残高が合わずに時間が経過してしまうと、その原因を調べる為に膨大な時間と労力がかかってしまいます。必ずその都度現金出納帳の記入を行い、残高を確認しましょう。経理のスタートは、現金出納帳合わせからです。

・通帳記入

お忙しくて通帳の記帳ができない事もあるかもしれませんが、現金出納帳同様、時間が経過するとわからなくなることもあります。都度記帳はしていただき、通帳に覚書だけでも記入していただく事をお勧めしています。

月次決算の前に経理が滞っているという場合は、まずこの2点は必ず行うようにしてみてください。現金管理を行うことは月次決算に向けての第一歩です。そこから、先述させて頂きました7つの法則を使って、月次決算を行っていきましょう。まだ月次決算を実施していない会社がすぐに月次決算を行う事にはハードルもありますが、月次決算を行うことによるメリットもたくさんあります。実地棚卸を行うなど、経理担当者だけではできない事もありますので、会社全体での協力体制が必要となります。月次決算を行う上でご不明な点がございましたら、弊社ではスタッフ全員が「7つの法則」を理解した上で、業務を行っておりますので、いつでもお声掛け下さい。

お知らせ

11月1日(金) 2日(土) 研修旅行のためお休みを頂きます。ご迷惑をお掛け致しますが宜しくお願い致します。

新しい仲間が増えました

令和1年7月に入社しました山本幸子（やまもとゆきこ）と申します。今まで約13年間金融機関に勤務しておりましたが、退職をきっかけに、新しい事にチャレンジしようと思い、こちらでお世話になることになりました。未経験業務のため、すべてが一からのスタートですが、1日も早く皆様のお役に立てるよう頑張りますので、宜しくお願い致します。

《10/1より消費税が増税されます》

10/1より消費税が10%に引き上げられ、食品等には軽減税率が適用されます。帳簿の記載方法も10/1より変更していただくこととなります。詳しくはProgress147号に掲載させていただいておりますので、ご確認ください。不明点がございましたら、お気軽にお尋ねください。なお、147号に財務システム（エプソン）入力方法を記載させていただいておりますが、システムのバージョンアップに伴い、軽減税率を8%と記入させていただいておりますが、表記上は81%に変更となりました。（表記は81%ですが実際には8%になります）

38		11.02	523 消耗品費	32 仕込10	100 現金			550 轉△△ 台所用洗剤他
訂正	日付	伝No.	借方	貸方	金額			摘要
39	XX1102		523 消耗品費	32 仕込 81%	100 現金		540	轉△△ お茶業

年末調整書類について

10月下旬に税務署より年末調整書類が発送される予定です。従業員の方にご記入頂く書類が今までは従業員人数に応じて発送されていましたが、今年からは**各3部ずつ**のみ送付されますので、コピーしていただき従業員の方に配布・ご記入をお願い致します。年末調整書類につきましては、国税庁HPにてダウンロードする事も可能です。



< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Vision
今月の開催日は**10月10日(木)**です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
10月10日(木)	8・9・10・11月決算法人様	10月4日(金)
11月8日(金)	9・10・11・12月決算法人様	11月5日(火)
12月13日(金)	9・10・11・12月決算法人様	12月6日(金)



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

< 10月カレンダー >

10	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
10	木	*9月分源泉所得税・住民税の納付期限
		*8月決算法人の確定申告・納付期限
31	木	*2月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の5・11月決算法人)